## レノボ・ソフトウェア・アズ・ア・サービス・クラウド契約

このレノボ・ソフトウェア・アズ・ア・サービス・クラウド契約(すべての添付書類および取引文書を含む)(「本契約」)は、レノボおよびレノボ・クラウドネットワークサービス(「本サービス」といい、以下に定義する。)を使用する貴社(「貴社」または「顧客」)との間で締結され、貴社に提供されるレノボサービスの条件を定めるものである。

貴社は、「承諾する」もしくは「同意する」ボタンもしくはボックスをクリックすること、取引文書(「TD」といい、以下に定義する。)を通じて本契約を承諾すること、またはレノボサービスもしくは関連サービス製品を利用することにより、本契約の条件を遵守し、本契約の条件に拘束されることに同意するものとする。貴社は、他の会社もしくはその他の法人に代わって本契約を締結する場合、当該法人を本契約の条件に拘束する権限を有することを表明する。この場合、本契約において使用される「貴社」または「顧客」は、当該法人を指すものとする。貴社は、これらの条件に同意しない場合、「キャンセル」または「戻る」ボタンをクリックし、レノボサービスを使用してはならない。

「レノボ」とは、自社として、ならびにその関連会社、サプライヤーおよびライセンサーの代理人としての、ノースカロライナ州 27560 モリスヴィル、ディベロップメント・ドライブ 8000 に事務所を有するデラウェア州法人であるレノボ(米国)インク(「当社」または「レノボ」)、または本契約に基づき貴社がレノボサービスを購入した時点で貴社が締結した TD において特定されるレノボの事業体を意味する。本契約に基づき購入されるレノボサービスは、専ら顧客自身の社内利用のためのものであり、再販またはサービス請負のためのものではない。

本契約において、「顧客」および「レノボ」を総称して「両当事者」といい、個別に「当事者」という。

#### 1.0. 定義

本契約中、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の用語は、本契約の他の箇所で定義される用語に加えて、以下の意味を有する。

- 1.1. 「関連会社」とは、直接的・間接的かを問わず、当事者により支配され、当事者を支配し、または当事者との共同支配下にある事業体を意味する。本契約において、「支配」とは、所有、議決権株式、契約などを通じてか否かを問わず、当事者の経営に直接または間接的な影響を及ぼす権限を意味する。
- 1.2. 「許諾使用制限」とは、第 2.1 条に定義される取引文書に記載された請求基準により算定される本サービスの使用制限を意味する。
- 1.3. 「顧客データ」とは、顧客もしくは本サービスのユーザーにより、もしくはこれらの者のために提出され、入力され、もしくはその他方法で提供される全ての電子データおよび情報、または顧客もしくは本サービスのユーザーにより、もしくは、これらの者のために収集処理される全ての電子データおよび情報のうち、コンテンツを除いたものを意味する。
- 1.4. 「成果物」とは、、添付書類または関連する TD に規定され、本契約に基づき各当事者が相手方に引き渡すすべての品目を意味し、それらには、付随資料、機器および本サービスの成果を含むが、これらに限定されない。
- 1.5. 「付随資料」とは、ユーザー文書および関連資料、または本サービスに関連し、書面、「オンライン」または電子形式で提供されるファイルおよびその改訂版を含む。
- 1.6. 「発効日」とは、TD に記載された日付(または該当する場合、登録期間中の日付)またはその他のフォームに記載された日付を意味する。
- 1.7. 「機器」とは、ハードウェア製品、そのオプション、特性、変換、アップグレード、もしくは周辺機器、またはそれらの組合せを意味し、本サービスに関連して使用するためにレノボが本契約に基づき顧客に提供するレノボの機器および第三者の機器を含むが、顧客が別途の合意によりレノボまたは第三者から取得したものは含まない。
- 1.8. 「フィードバック」とは、サービス提供についての顧客からレノボに対する全ての改良提案を意味する。
- 1.9. 「不可抗力事由」とは、戦争、内乱、天変地異、ストライキまたはその他の労働停止(一部または全部を問わない。)、政府または政府機関(裁判所または裁決機関を含む。)の法律、判決、規則または命令、および/またはインターネット・サービス・プロバイダーまたは独立した(当事者の下請業者ではない)ホスティング・ファシリティに起因する遅延もしくは機能停止を含むがこれらに限定されない、当事者の合理的な支配を超える事由から発生する事態を意味する。
- 1.10.「レノボ」とは、顧客が本契約および/または関連する TD を締結する相手となる現地のレノボの事業体を意味する。
- 1.11.「本サービス」とは、本契約に従い、レノボまたはその関連会社が顧客に提供するウェブ・サービス、関連するソフトウェアおよび機器ならびこれらに関連するその他のサービスの最新版を常に意味する。本サービスには、添付書類または関連する

TD において顧客とレノボが合意する、第三者のソフトウェアおよびデバイスを含む追加サービスおよびアドオンが含まれることがある。本サービスには、第 6.3 条で定義される第三者コンポーネントは含まれない。

- 1.12.「サービスレベルの可用性」または「SLA」とは、プロバイダが提供するサービスの内容を記載し、プロバイダが達成すべき 義務を負うサービスレベルを定義した、サービスプロバイダと社内外の顧客との契約を意味する。
- 1.13.「サービス提供」とは、本サービス(関連する API を含む。)、関連ソフトウェアおよび機器その他レノボまたはその関連会社が本契約に基づき提供する、関連する添付書類所定の製品またはサービスを意味する。サービス提供には第三者コンポーネントは含まれない。
- 1.14.「更新期間」とは、顧客が本サービスに加入する連続した更新期間を意味する。
- 1.15.「ソフトウェア」とは、機器にプリロードされている、本サービスに含まれている、もしくは本サービスを通じて入手可能であるか、または別途提供されるかもしくは利用可能とされるソフトウェア・プログラムを意味し、付随資料などの関連ライセンス資料を含む。
- 1.16.「使用条件」とは、レノボのウェブサイト https://www.\*\*\*\*\*\*\*に掲載の条件を意味し、全ての顧客および/またはユーザーは、ユーザー登録用紙に記入すること(ユーザアカウントを作成すること)によりかかる使用条件に同意するものとする。
- 1.17.**「試用」**とは、無償で提供される本サービスまたは開発もしくは評価中であり、「無償」、「デモ」、「トライアル」、「ベータ」もしくは「評価」(もしくは類似の名称)が表示された本サービスを意味する。
- 1.18.「使用」とは、本サービスへのアクセスおよびその使用、製品のダウンロード、または関連する重要なソフトウェアおよび関連するその他のサービスのアップロードを意味する。
- 1.19.「ユーザー」または「認定ユーザー」とは、顧客の従業員、コンサルタント、代理人、独立請負人またはその関連会社もしくは付随資料にて別途定められる者であって、顧客が本サービスへのアクセスおよびその使用を許可した者を意味する。ただし、ユーザーまたは認定ユーザーは、本契約に定める条件と同等以上の制約条件に拘束されることに同意するものとし、かつ、顧客またはその関連会社のために行動する範囲においてのみ本サービスにアクセスし、本サービスを使用できるものとする。
- 1.20.「ウェブサイト」とは、www.lenovo.com/iotsolutions にあるレノボのウェブサイトを意味する。

#### 2.0. 契約の構成

- 2.1. 本契約は、本契約に添付の、または第 12.1 条に定める本契約期間中随時両当事者により合意される、本契約中の条件 (「基本契約」または「BA」)、添付書類および適用される取引文書(「TD」)を含め、本契約に基づく取引に関する完全な合意 (「契約」と総称する。)であり、これに基づき、顧客は、レノボにサービス提供を注文することができる。TD は、料金、サービス 提供の詳細および情報などの取引の詳細を詳述する。TD の例としては、業務明細書、サービス説明書、発注書類、請求書などがある。添付書類は、個々のサービス提供の詳細を詳述する補足条件を提供する。
- 2.2. TD の中に本契約と矛盾する条件があり、当該条件が本契約の他の部分に優先する場合、顧客は承諾した TD において 当該条件を特定するものとし、当該条件は当該特定の取引に対してのみ適用される。両当事者が署名した書面によらない追加条件または異なる条件、および顧客の発注書類、注文書等の異なる条件は、本契約の一部とはならない。レノボによる顧客の発注書類の受領確認は、レノボによる注文の承諾を構成するものではない。

#### 3.0. サービスのアクティベーション

3.1. 顧客は、本サービス提供の注文、登録、使用または支払いを行うことにより、TDを承諾する。レノボによる TD の受領および承諾後、レノボは顧客に対し、ネットワークなどを通じてサービス提供を行う。レノボは、顧客の注文を承諾する場合、TD に規定された権限を顧客に対して付与する。

# 4.0. 権利の許諾および制限

- 4.1. レノボのサービス提供を使用する権利 レノボは顧客に対し、顧客およびその認定ユーザーが、本契約、適用される TD および付随資料に従い、レノボのサービス提供にアクセスし、これを使用するための非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾する。契約期間の開始と同時に、レノボは、該当する TD に記載された顧客の技術担当窓口に電子メールを送信し、サービス提供に接続してアクセスするための情報を提供する。
- 4.2. **試用** 試用に関して顧客に提示された条件および本契約の規定に従うことを前提に、顧客は、該当する TD 所定の期間、または、期間の定めがない場合はアクセスが許諾された日から 30 日間、試用ベースでサービス提供にアクセスし、これを使用することができる。 試用目的のアクセスおよび使用は、「現状のまま」提供され、レノボは、当該試用について、何らのサービスレベルの可用性(SLAs)、保証または補償も提供しない。 試用期間中に入力された顧客データまたはサービス提供の設定は、試用期間後は保存されず、これらを入手することはできない。

- 4.3.サービスレベルの可用性 本サービスは、保守を条件に、24 時間年中無休で利用可能なように設計されている。顧客は、予定されている保守について通知を受ける。該当する場合、技術的サポートおよび SLA の遵守義務は、TD に定められる。以下の事象は、SLA の算出から除外されるものとする。(i) 不可抗力事由、(ii) 付随資料にて定義される計画的ダウンタイムによる停止、(iii) 顧客側ネットワーク、ドメインネームサーバーの問題、または付随資料に準拠しない使用に起因する停止、および(iv) セキュリティ脆弱性を是正するための停止または法令で要求される停止
- 4.4. **認定ユーザー** 顧客は、認定ユーザーによる本サービスの使用について責任を負う。顧客は、全ての認定ユーザーが本契約およびあらゆる適用法令を完全に遵守して、本サービスを使用することを保証するとともに、顧客により行われた場合には本契約の違反となるような作為または不作為を認定ユーザーが行った場合、顧客が本契約に違反したものとみなす。
- 4.5. **不正な使用またはアクセス** 顧客は、本サービスの不正使用を防止し、また、本サービスの不正使用またはアクセスがあった場合にはこれを終了させるものとする。

# 5.0. 手数料、期間および支払い

- 5.1. **サービス料** サービス提供について顧客がレノボに支払うべき料金は、該当する TD において定められる。レノボは、許諾使用制限を超える本サービスの使用について顧客に請求する権利を留保する。顧客は、いかなるサービス提供の購入もレノボによる将来的な特性または機能の提供を条件とするものではないことに同意する。
- 5.2. **保守およびサポート料** レノボは、TD の定めに従い、トレーニングを含む保守および技術的サポート(「技術的サポート」)を提供する。レノボは、レノボの経費ポリシーに従い、顧客が承認した経費を請求するものとし、かかる経費ポリシーは、要求に応じて顧客に提供することができる。技術的サポートは、サービス提供の既存の特性と機能を実装するものであり、カスタマイズや開発のための作業は含まれない。技術的サポート料の支払いは、顧客が技術的サポートを受領することを条件とするものではない。トレーニングのために前払いされた料金は、該当する TD の発効日から 1 年以内に使用されなければならず、同期間満了後は失効し、払戻しまたは控除の対象とはならない。
- 5.3. **支払い** 別段の定めがない限り、支払いは、レノボの発行する請求書の受領から 30 日以内に行われるものとする。請求書は、投函から 3 営業日後に受領したものとみなされる。支払遅延が発生した場合、月々の未払い残高の 1%または法律で定める金額のいずれか低い方の利率で延滞金が発生する。発注書類に記載される料金はすべて税抜きの額とする。顧客は、レノボの純利益に対する税金を除き、料金に加え、適用される付加価値税、GST、売上税その他適用される税金を、支払期日に支払うことに同意する。レノボは、支払期日が過ぎた場合、本サービスを停止または終了することができる。
- 5.4. 請求に関する異議 請求書に関する異議は、支払期日前に提起されなければならない。
- 5.5. **パートナー** 顧客がレノボの認定パートナーまたは再販業者を通じてサービス提供を注文する場合、本契約(第 5 条および SLA クレジットを除く。)は、顧客による当該サービス提供の使用に適用されるものとする。

#### 6.0. 知的財産

- 6.1. 著作権、商標権およびその他サービス提供におけるすべての専有的な権利(ソフトウェア、サービス、音声、映像、テキスト、写真、特定のコンテンツ、製品、資料、サービスまたは本サービスに含まれ、もしくは本サービスを通じて入手可能な情報を含むが、これらに限定されない。)、ならびに顧客が提供するフィードバック(それらの修正または派生物を含む。)は、レノボまたはそのライセンサーに帰属する。本契約において明示的に許諾されていないサービス提供にかかる権利はすべて留保される。顧客は、本契約において明示的に承認される場合を除き、サービス提供に基づいて複写、再発行、フレーム、ダウンロード、送信、変更、貸与、販売、譲渡、頒布、ライセンス、サブライセンス、リバース・エンジニアリングまたは派生物の作成を行わないことに同意する。別段の定めがある場合を除き、本サービスを通じて公開された顧客データ(もしあれば)は、個人的な非商業的使用のためにのみ、改変されていない形式で複製または頒布することができる。その他本サービスを通じて入手可能なコンテンツをレノボの事前の書面による同意なしに使用すること(頒布、複製、改変、展示または送信を含むがこれらに限定されない。)は、厳重に禁止される。すべての著作権表示およびその他の財産権に関する表示は、すべての複製物に保持されるものとする。
- 6.2. **第三者の権利** レノボは、第三者の商標、サービスマーク、商号、ロゴ、著作権、特許、ドメイン名またはその他の知的財産権に関する権利を放棄する。前記第三者の知的財産権はすべて、それぞれの所有者の財産とする。レノボは、自己の知的財産権以外の知的財産権における財産権を放棄する。
- 6.3. **第三者コンポーネント** レノボのウェブサイトおよび本サービスは、一定の第三者のツール、フォーマット、ソフトウェアまたは製品(「第三者コンポーネント」)と併せて、またはそれらを使用することで作動することができるものであり、レノボは、かかる機能に関連するいかなる責任をも明確に否認する。レノボのウェブサイトおよび本サービスに組み込まれ、または付随する第三者コンポーネントは、第三者の知的財産であり、現地の適用法、国際著作権法および適用される条約により保護される。レノボは、レノボのウェブサイトおよび本契約によりライセンスされる本サービスと併せて第三者コンポーネントを使用するにあたり必要となる権利、許可および同意を取得している。ただし、レノボのウェブサイトまたは本サービスに組み込まれた、または付随する第三者コンポーネントはすべて、第三者コンポーネントを使用する顧客の権利を規定する別個の条件および制約を含む、別途のソフトウェア・ライセンス契約の対象であるか、またはその対象となる可能性がある。顧客は、本契約においてレノボ

は本契約の条件に基づき限定的使用の権利のみを顧客に付与するものであることを確認する。また、顧客は、レノボのウェブサイトおよび本サービスと併せてのみ、本契約により認められる限り、かつ、顧客および/またはレノボによる第三者コンポーネントの使用に適用される、より制限的な第三者コンポーネントに関するライセンス契約により認められる限りにおいてのみ第三者コンポーネントを使用することに同意し、確認する。顧客は、前記事項を確認するとともに、当該第三者コンポーネントの使用および運用に必要なすべてのライセンス、権利放棄または同意をそれぞれの所有者またはライセンス保有者から顧客の費用負担で取得することに同意する。

6.4. フィードバック 顧客がレノボまたはレノボの関連会社にフィードバックを提供する場合、当社および当社の関連会社は、制約なしに当該フィードバックを使用する権利を有する。顧客は、フィードバックにおける、およびフィードバックに対するすべての権利、権限および権益を当社に取消不能で譲渡し、レノボがフィードバックにおけるレノボの権利を記録、完全化および維持するために要求する支援を提供することに同意する。

#### 7.0. 秘密保持

- 7.1. 「秘密情報」とは、一方の当事者(「開示当事者」)から他方の当事者(「受領当事者」)に開示された、口頭であるか書面であるかを問わず、秘密と指定された、または情報の性質および開示の状況に応じて秘密であると合理的に理解されるべきすべての情報を意味する。顧客の秘密情報には、顧客データが含まれる。レノボの秘密情報には本サービスおよび本サービスを通じて入手可能なコンテンツが含まれる。各当事者の秘密情報には、本契約およびすべての TD(価格設定を含む。)の条件ならびに当該当事者が開示する事業計画およびマーケティング計画、技術および技術情報、製品計画および設計、ならびに業務プロセスが含まれる。ただし、秘密情報には、(i)開示当事者に対して負う義務に違反することなく公知である、または公知となる情報、(ii)開示当事者に対して負う義務に違反することなく開示当事者が開示する前に受領当事者が知っていた情報、(iii)開示当事者に対して負う義務に違反することなく第三者から受領した情報または(iv)受領当事者が独自に開発した情報は含まれない。
- 7.2. 両当事者は、本契約の範囲内で相手方当事者から受領した秘密情報を第三者に開示し、またはその他の方法により提供しないことを約束する。秘密保持義務は、本契約の終了にもかかわらず、有効に存続するものとする。前記にかかわらず、両当事者は、裁判所または他の政府機関の命令を遵守するために必要な範囲において、または適用法を遵守するために必要な範囲において、秘密情報を開示することができる。ただし、命令に基づき開示を行う当事者は、(i)開示前に当該開示につき相手方当事者に速やかに通知すること、および(ii)開示に反対しようとする相手方当事者の合理的な要求に応じることにつき、商業的に合理的な努力を行うものとする。ただし、(i)及び(ii)は、受領者が、(i)及び(ii)を遵守することにより、(a)法的手続に違反することになるおそれ、(b)政府の調査を妨げることになるおそれ、および/または(c)個人の死亡もしくは重大な身体的被害につながるおそれがあると判断した場合は、適用されない。
- 7.3. レノボは、本サービスのウェブ公開機能を通じて公に掲載された顧客データを閲覧する権利を有するものとする。また、レノボは、集約された形式で使用パターンを分析する権利を留保する。
- 7.4. 前記の顧客データを除き、かつ顧客の指示、法規、公的機関の規則または裁判所の命令に基づく場合を除き、レノボは、本サービスを通じて顧客が処理した顧客データを閲覧する権利を有さないものとする。

# 8.0. アップデート、アップグレードおよびサポート

- 8.1. アップデートおよびアップグレード レノボは、サービス提供または本サービスのインフラストラクチャ(コンピューター・インフラ、ストレージ・テクノロジー、セキュリティ、技術構成、データ・センター・リージョン内のホスティング・ファシリティなど)を変更し、またはアップデートすることができる。レノボは、本サービスおよび本サービスのインフラストラクチャーの当該アップデートおよびアップグレードに必要となるダウンタイム(「計画的ダウンタイム」)につき、少なくとも 72 時間前までに、顧客に事前通知を行うものとする。
- 8.2. 技術的サポート 技術的サポートは、レノボのサポート・ウェブサイトに掲載されるレノボの適用サポート・ポリシーに従い、 適格なサポートエンジニアにより適時かつ専門的な態様で提供される。技術的サポートは、以下を含むものとする:
- (a) 24 時間年中無休のオンライン・サポートが可能なレノボ・サポート・ウェブサイト(現在: http://support.lenovo.com)へのアクセス、ならびにレノボが提供するレノボ付随資料、インシデントの重大性に関する説明とその対応・解決目標、グローバル・ユーザー・コミュニティと地域ユーザー・グループ、よくある質問、サンプル、インターネット配信の記録とデモ、利用に関するヒント、技術的なアップデートおよびハイパー通知へのアクセス。
- (b) レノボ・ヘルプデスクへのアクセスと、レノボによるオンラインまたは電話によるサポートを通じたインシデント・サポートの開始と管理を行う能力。
- (c) プロダクション環境サポート: 重大性 1 のインシデントについては 24 時間年中無休、重大性 2~4 のインシデントについては通常の営業時間。
- (d) 本サービスに適用がある場合、ノンプロダクション環境サポート: あらゆる重大性のインシデントについて、通常の営業時間。

(e) レノボのサポート・エンジニアがリアルタイムのブラウザベースのリモート制御機能を使用して、顧客のソフトウェアまたはシステムに存在するサポートの問題を安全に解決するインタラクティブ・リモート診断サポート。

## 9.0. 顧客データ保護

- 9.1. 顧客データは、顧客またはその認定ユーザーが本サービスに提供し、アクセスを許可し、または入力するすべてのデータ、ソフトウェアおよび情報を含む。サービス提供の使用は、当該顧客データにおける顧客の現存する所有権または実施許諾権に影響を与えないこととする。レノボ、その請負業者および下請業者は、TD に別段の定めがない限り、専ら本サービスの提供および管理のために顧客データにアクセスし、これを使用することができる。レノボは、TD に別段の定めがない限り、すべての顧客データを秘密に取り扱い、レノボの従業員および請負業者に対して本サービスを提供するのに必要な範囲に限り開示する場合を除き、顧客データを開示しないものとする。
- 9.2. 顧客は、レノボ、その請負業者および下請業者が本サービスにおいて顧客データを使用、提供、保管および処理するために必要となる権利および許可を付与することができるように、あらゆる当該権利および許可を取得する責任を負う。これには、顧客が当該顧客データにおける個人情報その他の規制された情報を含む個人の情報を提供する前に、必要な開示を行い、必要に応じて同意を取得することを含むものとする。顧客データが政府の規制の対象となる可能性がある場合、または、その提供にあたりレノボが定める安全対策を超える安全対策を講じなければならない可能性がある場合、顧客は、当該顧客データを入力、提供またはアクセス可能としない。ただし、関連する TD の定めにより認められた場合、または、追加の安全対策その他措置を実施することをレノボが事前に書面にて同意した場合は、この限りでない。
- 9.3. いずれかの当事者から要求があった場合、レノボ、顧客またはそれらの関連会社は、顧客データに含まれる個人データまたは規制される個人データの保護のために、法律で要求される追加契約を所定の形式で締結する。両当事者は、当該追加契約が本契約の定めに準拠することに同意するとともに、それぞれの関連会社がその旨同意することを保証する。
- 9.4. レノボは、本サービスの満了もしくは終了時または顧客の要求時のいずれか早い時点において、レノボのコンピューティング・リソースから顧客データを返却または除去するものとする。レノボは、顧客の要求に応じて実施される特定の作業(特定のフォーマットでの顧客データの引渡しなど)について費用を請求することができる。レノボは顧客データを保管しないものとする。ただし、レノボのバックアップ保存の実務に従い、本サービスのバックアップ・ファイルの有効期限が満了するまでの間は、一定の顧客データは当該ファイルの中に残存することがあるものとする。
- 9.5. www.lenovo.com/privacy に掲載のレノボ・プライバシーおよびデータセキュリティ・ポリシー(「レノボ・プライバシー・ポリシー」)は、一般に入手可能なサービス提供に適用される。関連 TD において、サービス提供の特定のセキュリティ特性・機能が提供される場合もある。顧客は、顧客の使用目的および顧客データに対する各サービス提供の適合性を評価し、サービス提供において使用される顧客データに適したデータ保護機能を命じ、有効化し、または使用するために必要な措置を講じる責任を負う。顧客は、サービス提供を使用することにより、サービス提供の使用にかかる責任を負うとともに、当該サービス提供が、適用法を遵守するための顧客の要求および処理指示を充足していることを確認する。
- 9.6. 顧客は、(i)レノボがその自由な裁量により都度レノボ・プライバシー・ポリシーを変更することができること、また、(ii)かかる変更は、従前のものに取って代わることを確認する。レノボ・プライバシー・ポリシーの変更は、(a)現行のコミットメントを改善または明確化し、(b)現行の採用基準および適用法との整合性を維持し、または(c)追加のコミットメントを提供するために行われる。レノボ・プライバシー・ポリシーの変更は、サービス提供の安全性を著しく損なうものではない。

#### 10.0. 利用ポリシー

- 10.1. 顧客および認定ユーザーは、以下の事項を行わないものとする。(i) 本契約で認められていない、または別途意図されていない第三者にサービス提供を利用させること、(ii) 本サービスを毀損し、または損害を与えるおそれのあるコード(悪質なあるコードおよびマルウェアを含むが、これらに限定されない。)を送信または保管すること、(iii) 本サービスまたは本サービスに含まれるデータの完全性を故意に妨害すること、(iv) 本サービスまたはその関連システムまたはネットワークに不正にアクセスしようとすること、(v) 本契約で明示的に許められている場合を除き、第三者にサービスを提供するために本サービスを使用すること、(vi) オーバーロードなどの損害をもたらすために、または第三者の業務を妨害するために複数のエージェントを創出するために本サービスを使用すること、(vii) プログラムマークまたはレノボまたはそのライセンサーの財産権の表示を除去または変更すること、(vii) 本サービスに関するベンチマークまたは性能試験を実施または開示すること、(ix) 本サービスの環境または関連インフラについて、次のセキュリティ試験を実施または開示すること: ネットワーク・ディスカバリー、ポートおよびサービスの識別、脆弱性スキャン、パスワード・クラッキング、リモートアクセス試験、貫入試験または付随資料で承認されていない他の試験または手順。
- 10.2. 顧客および認定ユーザーは、サービス提供の使用にあたり、関連する全ての適用法令を遵守するものとする。
- 10.3. 顧客または認定ユーザーによる本条に定める義務の違反は、レノボによる本サービスの停止事由または本契約の重大な違反および解約事由となりうる。

## 11.0. 機器の保護、満了時における返却

- 11.1. レノボは、顧客による本サービスの使用を支援するために、本サービスならびに一般的に利用可能なユーザーガイドおよびその他付随資料を提供するために必要な施設、人員、機器、ソフトウェア、およびその他リソースを提供するものとする。本サービスは、本サービスの使用に関連して、TD に明記されている場合には、ライセンス条件に従ってのみ、有効化するソフトウェアの使用を必要とする場合がある。有効化するソフトウェアは、いかなる保証もなく、現状のまま提供される。
- 11.2. 顧客による本サービスの使用を支援するために、レノボが顧客の施設に引き渡す機器は、その後もレノボの財産であるものとする。顧客は、機器を売却し、賃貸し、放棄し、または、贈与してはならない。顧客は、レノボまたはその代理人以外の者に、機器の提供を許可し、または、顧客に代わって本サービスを使用する者以外の者に、機器の使用を許可することはできない。顧客は、機器の損害につき、直接的に責任を負う。顧客は、本契約が満了もしくは終了した場合、またはレノボにより要求された場合、合理的な消耗を除き、顧客に引き渡された時点と同じ状態で、顧客の費用負担で、機器をレノボに返却する。その後、レノボが 10 日以内に前記の状態で機器を受領できなかった場合、顧客は、当該機器をレノボの定価で購入したものとみなされ、前記第5条に定める請求書に基づきレノボに対して支払うものとする。
- 11.3. 顧客は、本サービスにアクセスして利用するためのハードウェア、ソフトウェアおよび接続環境(顧客固有の URL アドレス および関連する証明書を含む)を準備する。
- 11.4. レノボは、レノボ以外の第三者サービスを提案することができ、または、本サービスにおいて第三者サービスの利用を可能にすることができるものとするが、それらの第三者サービスを利用するには、TD により特定される第三者の条件に同意する必要がある。第三者サービスへの接続またはその利用により、顧客はかかる条件に同意したものとみなす。レノボは、当該第三者契約の当事者ではなく、当該第三者サービスにつき責任を負わない。

## 12.0. 期間および終了

- 12.1. 期間 本契約は、本条に従って解除されない限り、有効に存続する。一方の当事者は、(i)相手方当事者による重大な違反が生じた場合(ただし、主張された違反の各事例において、(a)違反当事者でない者が違反当事者に対し、違反の発生から30日以内に当該違反を書面で通知し、(b)当該通知を受領した時から30日以内に当該違反が是正されない場合に限る)、または(ii)相手方当事者が破産申請または支払不能、管財人指定、清算もしくは債権者の利益のための譲渡に関連する他の手続きの対象となった場合に、本契約を解除することができる。
- 12.2. **終了による効果** レノボにより重大な違反が発生し、それが是正されない場合、顧客は、当該解除時点における契約期間のその余の期間につき算出された、前払い未使用料金の払い戻しを受ける権利を有するものとする。1 つの TD に基づく本サービスの終了は、他のサービス提供または TD の有効性に影響を及ぼさないものとする。第 12.1 条に基づき本契約がレノボにより解除された場合、発行されるすべての請求書の支払期日は、契約終了日に当該請求書の支払期日が到来するよう繰り上げられるものとする。本契約に基づき許諾されたすべての権利は、即時に終了し、各当事者は、保有する相手方当事者のすべての秘密情報を返却または破棄する。
- 12.3. **残存条項** 本契約の終了後も、以下の条項は残存し、効力を有するものとする。定義、契約の構成、権利の許諾および制限、知的財産、秘密保持、手数料、期間および支払い、顧客データ保護、利用ポリシー、期間および終了、限定的保証、補償、責任の制限、ならびに一般条項。

## 13.0. 限定的保証

- 13.1. レノボは、(i) 本サービスが、契約期間中、関連する付随資料および TD に重要な点で適合し、(ii) 成果物が、引渡日から 30 日間、関連する付随資料および TD に適合することを保証する。レノボが前記の保証のいずれかに違反したことが判明した場合、レノボはその選択により、(a) 瑕疵を是正するために合理的な努力を尽くすこと、(b) 付随資料または(該当する場合は) TD の仕様に重要な点で適合する本サービスまたは成果物と交換すること、または(c) レノボによる商業的に実施可能な試みの後、(a) または(b) の救済措置が達成できなかった場合、当該違反が本サービスに関係する場合は、レノボは、本サービスの契約を終了し、当該終了時における契約期間のその余の期間につき算出された、前払い未使用料金を払い戻すものとし、あるいは、当該違反が技術的サポートに関係する場合、顧客は、成果物を返却し、レノボは成果物の料金を払い戻すものとする。顧客は、本保証および本契約に記載される救済措置を受けるためには、保証違反の申立てを、その発生から30日以内に、合理的に具体的に記載した書面により、報告しなければならない。
- 13.2. レノボは、顧客による本サービスの期間中、機器に材料および製造上の瑕疵がないことを、顧客に対し保証する(「排他的保証」という。)。機器に関する排他的保証は、機器が、レノボにより指定された条件で設置され、使用されかつ維持されているか、またはそれらの条件に従っていない場合には、少なくとも当該種類の製品に関して一般に認められた慣行に適合する場合にのみ適用される。ただし、不正に変更もしくは修理され、またはこれらを試みたものではなく、かつ、他の互換性のない機器またはシステムに接続されておらず、またはそれと組み合わせて使用されていない場合に限る。
- 13.3. いずれかの機器が排他的保証を満たさなかった場合、顧客の書面による要請に基づき、かつ、レノボが公表する保証手続きに従い、レノボは、専らレノボの選択と費用で、すみやかに、問題の機器を修理または交換するものとする。本第 13 条に定める救済は、機器およびレノボによる本契約に基づく排他的保証の違反に対する顧客の唯一かつ排他的な救済であり、かつレノボの唯一かつ排他的な責任を構成する。

13.4. 前記の保証は、レノボの唯一の保証であり、当該保証の違反に関する顧客の唯一かつ排他的な救済である。法律で認められる限りにおいて、レノボは、明示黙示を問わず、第三者による保証、商品性または特定目的適合性の黙示の保証などを含む、その他の保証または条件を一切提供しない。レノボは、提案するクラウドサービスが顧客の要求を満たすこと、またはクラウドサービスの使用が中断されないことやエラーがないことを保証しない。

# 14.0. 補償

- 14.1. レノボによる補償 付随資料に従い使用されるサービス提供が、第三者の有効な特許、著作権もしくは商標を侵害しもしくは不正使用している、または、顧客がサービス提供を使用する権限を与えられている法域内において、第三者の企業秘密を不正使用している、とする第三者の申立てを、レノボは、補償し、防御し、および/または、自己の選択で和解するものとする。レノボは、自己の選択および費用で、(i)顧客のために、関連するサービス提供を引き続き使用する権利を取得すること、(ii)サービス提供を侵害するものではなくなるように修理し、修正し、または、交換すること、または、(iii)サービス提供に関して、これに関する本契約を 30 日前の通知により解除し、当該終了時における契約期間のその余の期間につき算出された、前払い未使用料金を払い戻すことができ、技術的サポートに関しては、かかる侵害を引き起こした技術的サポートまたは成果物に関して支払われた料金をプロラタにより払い戻すことができる。
- 14.2. **顧客による補償** 法律で禁止される場合を除き、顧客は、顧客データもしくは顧客によるサービス提供の使用が本契約に違反し、顧客がサービス提供を使用している法域内で第三者の知的財産権を侵害しもしくは不正使用し、または適用される法律、規則、命令もしくは規制に違反したことに関する第三者のレノボに対する請求につき、補償し、防御し、および/またはその選択で和解するものとする。
- 14.3. 補償条件 各当事者の補償に関する権利は、(i) 補償を求める当事者に対する請求に関し、迅速な通知をすること、(ii) 法律で禁止されている場合を除き、当該防御または和解が、補償する当事者による単独の管理下に置かれること(ただし、和解については、補償する当事者が他の当事者のすべての責任を免除するものであることを条件とする)、および(iii) 補償を求める当事者が、当該請求の防御または和解において合理的な支援を提供することを条件とする。
- 14.4. 補償の例外 供給業者は、供給業者の成果物または本サービスが、第三者の知的財産権を侵害したことに関する請求であっても、かかる請求が以下の場合の結果として生じたものである場合には、補償する責任を負わない。(a)供給業者が合理的に予見することができない、購入者による成果物または本サービスと他の製品、材料またはサービスとの組み合わせにより生じた侵害であって、かかる組み合わせがなければ、かかる侵害行為または請求は回避されていたであろう場合、または、(b)供給業者が、特定の機能に関する購入者の書面による仕様または要求を実施した結果として生じた侵害であって、(i)かかる機能がなければかかる侵害または請求は回避できたであろう場合で、(ii)その他の者に提供される供給業者の成果物にはかかる機能が存在せず、かつ、(iii)かかる機能を実施するうえで、侵害しない方法によることができなかった場合。
- 14.5. <u>前記の規定は、侵害の請求に関するいずれの当事者の全責任および義務を定めるものであり、かつ、知的財産または</u>その他の財産権の侵害または不正使用に関する(実際のものであると主張されたものであるとを問わず)いずれかの当事者に対する排他的な救済を定めるものである。

## 15.0. 責任の制限

15.1. 顧客による権利の許諾および制限ならびに知的財産の条項に関する違反、いずれの当事者による秘密保持の違反またはいずれの当事者の補償責任の違反を除き、(I)いかなる場合においても、いずれの当事者も相手方当事者またはその他の者に対して、債務不履行または不法行為であるか否かを問わず、偶発的、間接的、懲罰的、模範的、特別、結果的、または予見できない損失、損害もしくは費用、利益の損失、事業の損失、機会損失、データの損失もしくは破損について、たとえそのような損失または損害が発生する可能性を知らされていたとしても、責任を負わないものとし、また(II) 本契約に基づく各当事者の相手方当事者に対する損害、損失または債務に関する責任は、原因の如何、請求の方式、契約上のものであるか否かを問わず、請求に先立つ 12 ヶ月間に顧客に提供されたサービス提供に対して支払われ、負担した料金を上限とし、請求が技術的サポートに関連する場合は、請求の原因となった技術的サポートに対して支払われ、負担した料金のみに制限される。前記の制限は、いかなる意味においても、顧客の支払いに関する義務を制限するものではない。

# 16.0. 受益者としてのレノボ

本契約が顧客とレノボが認定する再販会社との間で締結される場合、本契約に定める限定的保証および責任の制限を含むがそれらに限られず、本契約の条項は、レノボの利益のために明確に意図されたものであり、また、レノボは、当該条項により利益を受ける第三者である。

# 17.0. 一般条項

- 17.1. **通知** 本契約に基づくすべての通知は、書面によるものとし、注文書に記載された当事者の住所に宛て、料金前払いの第一種メールまたは郵便で送付されなければならない。通知は、投函から 2 営業日後に、通知の送付先である当事者により受領されたものとみなされる。
- 17.2. 譲渡 顧客は、レノボの事前の書面による同意なしに、本契約を譲渡することはできない。当該同意は、不当に保留してはならない。レノボは、本契約を自由に譲渡することができる。前記に違反する譲渡または移転の試みは、無効とする。レノボ

- は、(a) 合併、買収または当社資産の全部もしくは実質的に全部の売却に関連して、または(b) 関連会社に対してもしくは会社 更生の一部として、本契約を顧客の同意なく譲渡することができ、当該譲渡をもって、譲受人は、本契約の当事者としてのレノ ボに代わるものとみなされ、レノボは、本契約に基づく責任および義務のすべてを完全に免れる。前記事項に基づき、本契約 は、両当事者ならびに各当事者の承認された承継人および譲受人を拘束し、それらの利益のために効力を生じる。
- 17.3. **輸出条件** 顧客は、サービス提供が、輸出管理規則(15 CFR 730-774)を含む、米国法に基づく管理の対象となっていることを確認するとともに、適用されるすべての輸出入法および規則を遵守することに同意する。顧客は、サービス提供が米国法に違反して輸出、再輸出もしくは移転されないこと、化学、生物、もしくは核兵器もしくはミサイルの用途に関連するいかなる用途にも使用されないこと、また顧客がサービス提供が当該用途に使用されることを意図するかもしくはその可能性があることを知りもくしくは知り得る場合、譲渡もしくは再販しないことに同意する。
- 17.4. **当事者の関係** レノボと顧客は、厳密に独立した契約者の関係であり、本契約は、パートナーシップ、合弁事業、代理人または雇用関係を創出するものと解釈されない。いずれの当事者も、その関連会社も、いかなる目的のためにも、相手方当事者の代理人ではなく、相手方当事者を拘束する権限を有していない。両当事者は、(a)相手方当事者が開発または企図する製品、サービス、コンセプト、システムまたは技術と類似または競合する製品、サービス、コンセプト、システムまたは技術を開発し、または自己のために開発させる権利、および(b)相手方当事者の製品またはサービスと競合する製品またはサービスを提供する第三者の開発者またはシステムインテグレーターを支援する権利を留保する。
- 17.5. **準拠法** 本契約の有効性、成立および解釈は、他の法域の法律の適用を要求するいかなる抵触法および条項を適用することなく、ニューヨーク州の法律(選択的に、購入した国または地域)に準拠し、同法に従って解釈される。国際物品売買契約に関する国連条約は、本契約には適用されないものとする。本契約のいずれかの条項が法律に反すると認定された場合であっても、本契約のその余の条項は、引き続き効力を有する。
- 17.6. 裁判管轄 本契約に起因するすべての紛争は、購入した国の裁判所の専属的裁判管轄に服する。両当事者は、本契約のいずれかの規定を強制するため、または本契約に起因もしくはこれに基づく訴訟は、ニューヨーク州の管轄権を有する州裁判所または連邦裁判所に提起することに合意する。両当事者は、本規定により、これらの裁判所を専属的な裁判管轄権および裁判地として付託する。ただし、レノボが、差止命令による救済を取得し、またはその知的財産権を保護もしくは行使するために、管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することは禁じられないものとする。両当事者は、本契約に関連する紛争に関し、陪審裁判を受ける権利を明示的に放棄する。
- 17.7. 権利の不放棄 いずれかの当事者が本契約に基づいて有する権利または権限の行使を遅延しまたは怠ったとしても、かかる事実は、当該権利または権限の放棄とは解釈されない。本契約のいずれかの条項の権利の放棄は、レノボにより署名された書面による場合に限り、効力を有する。いずれかの当事者が相手方当事者の違反につき、同意し、権利を放棄しまたは免責する場合、当該事実は、当初の違反と同種のものであるか否かを問わず、他の異なる違反またはその後の違反に対する同意、権利の放棄または免責を構成しないものとする。
- 17.8. **優先順位** 本契約、添付書類、TD または適用される付随資料および注文書の間に矛盾が生じた場合、優先順位の高い順に、(i)TD/注文書、(ii)添付書類または適用される付随資料、そして(iii)本契約とする。
- 17.9. 完全合意 本契約は、レノボ・プライバシー・ポリシーと一体のものとして、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成し、当該主題に関する書面または口頭による従前または同時期におけるすべての了解または合意に優先し、取って代わるものとする。顧客の注文書または類似の書面に記載される追加の条件は、一切適用されず、レノボは明示的にこれを拒否する。
- 17.10. **可分性** 本契約のいずれかの部分が無効または強制執行不能と認定された場合、本契約のその余の部分は、引き続き効力を有する。無効または強制執行不能な部分は、当初の部分の効果と意図に沿って解釈される。かかる解釈が不可能な場合、無効または強制執行不能となった部分は、本契約から分離され、その余の部分は効力を有するものとする。
- 17.11. **不可抗力** いずれの当事者も、合理的な支配を超えた事由(天変地異、相手方当事者の作為もしくは不作為、人為的もしくは自然災害、物質不足、戦争、暴動、テロ行為、ストライキ、輸送遅延、ウイルス、ユーティリティー障害、電気通信もしくはインターネットサービスの遮断、またはその通常の供給源を通じて労働力もしくは資材を得ることができないことを含むがこれらに限定されない)に起因する本契約に基づく義務の不履行または引渡しの遅滞については責任を負わないものとする。その義務の履行時期は、遅滞のために失われた期間延長されるものとする。
- 17.12. **第三者への利益の無供与** 第 9 条に定める場合を除き、本契約は、本契約の当事者ではない個人または事業体に対して第三者受益権を創出するものではない。